

【令和4年度 政策・調整会議】

件名：「中小製造業等の集積の維持・強化に向けた取組方針（案）」について

日時：令和4年9月29日（木）16：00～16：05

場所：第3庁舎18階 大会議室

●付議理由

工場跡地の住宅地化等により工場を操業できる場所が減少する中、市内中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成を進めるため、市内における中小製造業等の集積の維持・強化に向けた取組について具体的施策の方向性を定めるもの。

●付議概要

<課題>

- ・本市の首都圏に位置する利便性等による、立地ニーズに対する、誘致に適した工場用地等の不足。
- ・インキュベーション施設を卒業したベンチャー企業が、市内で事業拡大を図っていくための工場用地や研究開発施設等の不足。
- ・市内製造業者の市外移転や廃業等による、市内サプライチェーンや雇用への影響。

<具体的施策>

- ・大規模事業所である、工場立地法の対象工場が事業所を廃止する際に、本市に事前相談を行うことにより、早期に移転動向を把握する制度の運用。
- ・立地ニーズの収集及び宅建業者等とのネットワーク形成を通じたマッチング事業の実施と、立地ニーズを活用した工場や研究開発施設の開発誘導。
- ・準工業地域・工業地域において、中小製造業者等の入居を想定した、貸工場・貸研究開発施設等を併設した施設を開発する際に、容積率の緩和を実施する等、まちづくり手法を活用した取組促進。

<想定される効果>

- ・中小製造業者やベンチャー企業の集積の受け皿の創出と、市内産業の活性化や税収・雇用への貢献。
- ・民間の活力を活用し、財政負担を伴わない産業集積等誘導施設の創出誘導。
- ・住環境と企業の操業環境が調和した、住工による共生の一層の推進。

<今後のスケジュール>

- ・令和5年2月に「中小製造業等の集積の維持・強化に向けた取組方針」を策定。
- ・方針策定後、令和5年度にまちづくり局において「総合設計制度の許可基準」の改正手続を予定。

●主な意見

本方針の活用と併せて、その実効性を確保する取組を検討すること。

●結論

案のとおり了承。